

新たな原料原産地表示制度について

2018年1月

一般社団法人 食品表示検定協会

平成29年9月1日付けで、食品表示基準が改正され、輸入品以外のすべての加工食品について原料原産地名の表示が義務化されました。食品表示検定試験については、2018年6月の試験から、この新しい食品表示基準に準拠した表示についての出題を予定しています。そのため、新たな原料原産地表示制度について簡単にまとめましたので、補足資料として学習の一助としてください。準拠するテキストは改訂5版中級テキスト及びこの補足資料となります。(認定テキスト・中級の次回改訂は2019年を予定しています。)

【新しい原料原産地表示の基本ルール】

改正された原料原産地表示制度では、輸入品以外のすべての加工食品を原料原産地表示の対象とし、その原材料のうちで重量の比率が第1位となるもの(対象原材料)の原産地名を表示します。

なお、従来から原料原産地表示制度のあった22の食品群では、重量割合上位1位の原材料が50%以上の場合には、引き続き従来のルールが適用され、これまで原料原産地名の表示義務がなかった重量割合上位1位かつ50%未満の原材料には、新しい原料原産地表示の基本ルールが適用されます。

また、従来から個別の規定のあった「農産物漬物」「野菜冷凍食品」「うなぎ加工品」「かつお削りぶし」の原料原産地表示の方法については変更ありません。(かつお削りぶしについては、加工品であるかつおのふしの原産地を新しい表示ルールに則った用語で、「国内製造」や「〇〇国製造」と表示します。)

さらに、おにぎりの海苔(のり)について原藻(げんそう)の産地を表示することが定められました。

新しい原料原産地表示の**基本ルール**は以下のとおりです。

- ① 対象原材料の産地について、改正前の表示方法と同様に、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」を原則とする。
- ② 対象原材料が加工食品の場合、中間加工原材料の「製造地」を表示する。
- ③ 原産国が3か国以上ある場合は、改正前の表示方法と同様、重量割合の高いものから順に国名を表示し、3か国目以降を「その他」と表示することができる。
- ④ 「国別重量順表示」が難しい場合には、一定の条件の下で、「又は表示」や「大括り表示」及び「大括り表示+又は表示」の表示を認める。

【国別重量順表示】

対象原材料の産地を原材料名に対応させて表示し、産地が複数の国にわたる場合は、重量の割合の高い国から「、」でつないで表示します。(基本ルール①)

原料原産地表示の方法は、原料原産地名欄を設けて表示するか、又は原材料名欄に表示された原材料名の次に括弧書きで表示します。

<国別重量順表示の例>

[原料原産地名欄を設けて表示]

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na, K)、・・・
原料原産地名	アメリカ(豚肉)

[原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示]

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉(アメリカ)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na, K)、・・・

対象原材料の産地が3カ国以上ある場合は、重量割合の高い国から順に表示し、3カ国目以降を「その他」と表示することができます。(基本ルール③)

<国別重量順表示の例(原産国が3カ国以上ある場合で「その他」を用いた表示)>

[「その他」を用いて原料原産地名欄を設けて表示]

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、・・・
原料原産地名	カナダ、アメリカ、その他(豚肉)

[「その他」を用いて表示箇所を明示した上で枠外に表示]

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、・・・
原料原産地名	枠外右部に記載

原料豚肉の原産地名
カナダ、アメリカ、その他

【又は表示】

「又は表示」は、産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法で、過去の使用実績等に基づき表示されるものです。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合に用いることができます。又は表示をする場合は、一定期間における使用実績又は使用計画における対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示した旨を付記する必要があります。(基本ルール④)

<又は表示の表示例>

[原料原産地名欄を設けて表示]

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、・・・
原料原産地名	アメリカ又はカナダ(豚肉)

(以下は主に原料原産地名欄を設けた表示例を示しますが、原材料名の次に括弧を付して表示することや、表示箇所を明示して枠外に表示することもできます。)

※豚肉の産地は、平成〇年度の使用実績順

なお、使用割合が5%未満である対象原材料の原産地については、誤認防止のために、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨を表示します。

【大括り表示】

「大括り表示」は、3以上の外国の産地表示を「輸入」*と括って表示する方法です。なお、輸入品と国産を混合して使用する場合には、輸入品と国産との間で、重量割合の高いものから順に表示します。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合に用いることができます。(基本ルール④)

*対象原材料が、中間加工原材料に該当する場合は「外国製造」として括ります。

<大括り表示の表示例>

[原料原産地名欄を設けて表示]

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、・・・
原料原産地名	輸入(豚肉)

【大括り表示+又は表示】

「大括り表示+又は表示」は、過去の使用実績等に基づき、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法です。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合に用いることができます。「大括り表示+又は表示」をする場合は、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を付記する必要があります。(基本ルール④)

<大括り表示+又は表示の表示例>

[原料原産地名欄を設けて表示]

名称	ポークソーセージ(ウインナー)
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、・・・
原料原産地名	輸入又は国産(豚肉)

※豚肉の産地は、平成〇年度の使用実績順

なお、使用割合が5%未満である対象原材料の原産地については、誤認防止のために、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨を表示します。

【製造地での表示】

加工食品の原材料が加工食品である場合、これを「中間加工原材料」と言います。パンの原材料である「小麦粉」のように、単一の農畜産物からできている加工食品の場合もあれば、めんつゆの原材料である「しょうゆ」のように複数の原材料からできている(複合原材料の)中間加工原材料もあります。

対象原材料が加工食品の場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「〇〇製造」と表示します。(基本ルール②)この場合も、複数の国から仕入れた中間原材料を混合して使用している場合は、重量の割合の高い順に(国別重量順)表示します。(基本ルール①)

<製造地表示の表示例>

[原料原産地名欄を設け中間加工原材料の製造地を表示]

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ製造(りんご果汁)

ただし、例えば中間加工原材料である対象原材料「リンゴ果汁」の生鮮原材料「りんご」の原産地が判明している場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該原材料名「りんご」と共にその原産地の国名を表示することができます。

< 中間加工原材料の原料の産地を遡って表示した場合の表示例 >

[原料原産地名欄を設け中間加工原材料の原料の産地を遡って表示]

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミン C
原料原産地名	ドイツ(りんご)、ハンガリー(りんご)

製造地表示において「国別重量順表示」が難しい場合に認められている表示方法としては、「又は表示」、「大括り表示」及び「大括り表示＋又は表示」があります。(基本ルール④)

< 又は表示の表示例 >

[原料原産地名を設けて製造地の又は表示]

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミン C
原料原産地名	ドイツ製造又は国内製造(りんご果汁)

※リンゴ果汁の製造地は、平成〇年度の使用実績順

< 大括り表示の表示例 >

[原料原産地名を設けて製造地の大括り表示]

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミン C
原料原産地名	外国製造(りんご果汁)

【おにぎりののり】

また、前述の基本ルールとは別に、今回の改正で、おにぎりにあつては、のりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原そうの原産地について国別重量順に表示することになりました。

【業務用加工食品の扱い】

消費者に販売される一般加工食品で重量割合第1位となる原材料に用いられる業務用加工食品及び業務用生鮮食品では、その産地に関する情報を、容器包装や、送り状、納品書又は企画書等で製造業者等に伝達する必要があります。

【経過措置期間】

なお、改正された基準で表示するためには、表示ラベルの改版等に期間が必要であり、2022年3月末までの経過措置期間が設けられ、それまでの間は改正前の原料原産地表示のルール(22の食品群＋4品目の表示ルール)でよいとされています。

(以上)

*この資料は改訂5版食品表示検定中級テキストの補足資料として作成し、試験の対策用にまとめたものです。